長崎県諫早市松里町1722番42 公衆用道路 99㎡ （買収時：長崎県諫早市里名字西谷口1722番1　山林 9反9畝4歩、1722番2　山林 3反8畝18歩）		
長崎県諫早市松里町1722番43 公衆用道路 35㎡ （買収時：長崎県諫早市里名字西谷口1722番1　山林 9反9畝4歩、1722番2　山林 3反8畝18歩）		
宮崎県日南市園田一丁目170番6 宅地　351㎡ （買収時：宮崎県南那珂郡油津町大字平野字園田3727番地　田　1反6歩）	髙橋　武明 宮崎県南那珂郡油津町大字平野5772番地	

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０４２号
北海道江別市野幌東町20番地の８
債務者　山崎　従道
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５１号
札幌市南区澄川５条13丁目７番２―110号
債務者　佐藤　義文
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５９号
札幌市白石区本通９丁目南７番20号　オリーブコート205号
債務者　福田　則夫
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８号
群馬県渋川市石原2428番地40　ガーデン石原Ａ棟105号
債務者　阿部　智也
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７０号
群馬県伊勢崎市新栄町3915番地８　ハイム須永201
債務者　松本　豊平
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７２号
群馬県伊勢崎市曲輪町20番１号　県営住宅６
債務者　木村桂津美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８０号
群馬県前橋市国領町２丁目16番６―301号
債務者　草薙　広道
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
群馬県沼田市栄町526番地３
債務者　佐々木忠男
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
群馬県高崎市貝沢町303番地　高橋一二三住宅２号
債務者　依田　収美（旧姓小金澤）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２１１号
静岡県沼津市大諏訪356番地の１
債務者　**藤**本　正和
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５１５号
京都市伏見区向島鷹場町74番地11　向島市営住宅10―２棟908号
債務者　インテリアワークスこと　福岡　博
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８５号
京都市中京区壬生相合町25番地４　デイスターアベニュー325号室、前住所京都市下京区中堂寺壬生川町12番地　ハイツエコー207号
債務者　島根　誠
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８８号
京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ４―104
債務者　辻　京子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２１号
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地615、前住所京都市山科区音羽八ノ坪４番地４　イーストハウス206号
債務者　松村　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係